

# 官報

## 號外

昭和二十一年十二月十七日

### 第九十二回 帝國議會 貴族院議事速記第六號

昭和二十一年十二月十六日(月曜日)午前十時十一分開議

#### 議事日程 第六號

昭和二十一年十二月十六日

- 午前十時開議
- 第一 皇室典範案(政府提出、衆議院送付)
- 第二 參議院議員選舉法案(政府提出) 第一讀會
- 提出) 第一讀會の續(委員長報告)

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 去る十二日坂口廣徳君、近藤鏡次君、貴族院令第一條第四號に依り、本院議員に任せられました。就きましては、坂口君を第一部に、近藤君を第七部に各々編入致しました。

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 其の他諸般の報告は御異議がなければ、一讀を省略致します。

去る四日本院ニ於テ「シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請セリ」

昭和二十一年勅令第三百五十一号貴族院令第一條第三号、第五号及び第六号の議員の任期延長に關する勅令の一部を改正する勅令案

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請セリ

同日參議院議員選舉法案(政府提出)ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 伯爵林 博太郎君  
副委員長 男爵高木 喜寛君  
同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十一回帝國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

農工商省所管事務政府委員  
細井富太郎君  
松田 太郎君  
久保敬二郎君  
菅 禮之助君  
石炭廳長官 岡松成太郎君  
石炭廳次長 岡松成太郎君

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十一回帝國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

内務省所管事務政府委員  
鈴木 俊一君  
外務省所管事務政府委員  
與謝野 秀君  
勳三等 水野甚次郎君

去る六日願ニ依リ授けられたる議員ヲ免セラ

去る十一日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

請願文書表(二二) 政告

去る十三日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十一回帝國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

厚生省所管事務 政府委員  
正生 孝吉 吉武 惠市君  
小島 徳雄君

引揚授議院長官 齋藤 忽一君  
引揚授議院次長 高辻 武邦君  
一昨十四日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

參議院議員選舉法案修正報告書

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

皇室典範案

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十一回帝國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

農工商省所管事務政府委員  
片柳 眞君  
食糧管理局長官 片柳 眞君

本日各部ニ於テ常任委員ノ補關選舉ヲ行ヒシニ其ノ結果左ノ如シ

第一部  
豫算 水野甚次郎君ノ補關トシテ河上兵衛君ノ選

第五部  
豫算委員吉村友之進君ノ補關トシテ竹下禮次君當選

請願委員竹下禮次君ノ補關トシテ丹羽 仁君當選

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 是より本日之會議を開きます。去る一日、從四位勳二等青木周三君を去せられまし

第九部  
請願委員竹下禮次君ノ補關トシテ丹羽 仁君當選

た、誠に哀悼の至りに堪へませぬ、就きましては、弔辭を贈呈致したいと存じます。御異議ございませぬか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議ないと認めます

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 請暇の件に付御諮り致します。坂野鏡次郎君病氣に付會期中請暇の申出がございました。許可を致して御異議ございませぬか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議ないと認めます

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 一昨十四日、豫算委員出淵勝次君、病氣に付委員辭任の申出がございました。許可を致して御異議ございませぬか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議ないと認めます。就きましては第一部に於て其の補關選舉を行はれむことを望みます

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 日程第一、皇室典範案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、幣原國務大臣

皇室典範案

右の政府提出案は本院において可決した。因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年十二月十四日

衆議院議長 山崎 猛  
貴族院議長 伯爵徳川宗敬君

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

#### 皇室典範案

第一章 皇位繼承

第一條 皇位は、皇統に屬する男系の男子が、これを繼承する。

第二條 皇位は左の順序により、皇族に、これを傳える。

- 一 皇長子
  - 二 皇長孫
  - 三 その他の皇長子の子孫
  - 四 皇次子及びその子孫
  - 五 その他の皇子孫
  - 六 皇兄弟及びその子孫
  - 七 皇伯叔父及びその子孫
- 前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族にこれを傳える。
- 前三項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

第三條 皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室會議の議により、前條に定める順序に従つて、皇位繼承の順序を變えることができる。

第四條 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

第二章 皇族

第五條 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王を皇族とする。

第六條 嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

官報號外 昭和二十一年十二月十七日 貴族院議事速記第六號 前編編入ノ件 議長ノ報告 會議 弔辭贈呈ノ件 議員ノ請暇 委員辭任ノ件 皇室典範案 第一讀會 七七

第七條 王が皇位を繼承したときは、その兄弟姉妹たる王及び女王は、特にこれを親王及び内親王とする。

第八條 皇嗣たる皇子を皇太子とする。皇太子の不在ときは、皇嗣たる皇子を皇太子とする。

第九條 天皇及び皇族は、養子をする事ができない。

第十條 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を要することを要する。

第十一條 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

親王（皇太子及び皇太孫を除く）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない別的事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

第十二條 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第十三條 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑屬及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑屬を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑屬及びその妃については、皇族會議の議により、皇族の身分を離れないものとする事ができる。

第十四條 皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れる事ができる。

親類の者が、その夫を失つたと

きは、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

第一項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。

第一項及び前項の規定は、前條の他の皇族と婚姻した女子に、これを準用する。

第十五條 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となる事ができない。

第十六條 天皇が成年に達しないときは、攝政を置く。

天皇が、精神若しくは身体に重大な事故により、國事に關する行爲をみずからすることができないときは、皇室會議の議により、攝政を置く。

第十七條 攝政は、左の順序により、成年に達した皇族が、これに就任する。

一 皇太子又は皇太孫

二 親王及び王

三 皇后

四 皇太后

五 太皇太后

六 内親王及び女王

攝政又は攝政となる順序を変更することができない。

第十九條 攝政となる順位にあたる者が、成年に達しないため、又は前條の故障があるために、他の皇族があつていた皇太子が、成年に達し、又は故障がなくなつたときでも、皇太子又は皇太孫に対する場合を除いては、攝政の任を讓ることがない。

第二十條 第十六條第二項の故障がなくならなかつたときは、皇室會議の議により、攝政を廢する。

第二十一條 攝政は、その在任中、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、喪失されない。

第四章 成年、敬賀、即位の禮、大喪の禮、皇統譜及び陵墓

第二十二條 天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、十八年とする。

第二十三條 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后の敬賀は、陛下とする。

前項の皇族以外の皇族の敬賀は、陛下とする。

第二十四條 皇位の繼承があつたときは、即位の禮を行ふ。

第二十五條 天皇が崩じたときは、大喪の禮を行ふ。

第二十六條 天皇及び皇族の身分に關する事項は、これを皇太子に登錄する。

第二十七條 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を穿する所を、その他の皇族を穿する所を、とし、陵及び墓に關する事項は、これを陵籍及び墓籍に登録する。

第五節 皇室會議

第二十八條 皇室會議は、議員十人でこれを組織する。

議員は、皇族二人、衆議院及び參議院の議長及び副議長、内閣總理大臣、宮内府の長並びに最高裁判所の長たる裁判官及びその他の裁判官一人を以て、これに充てる。

議員となる皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、各、成年に達した皇族又は最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官の互選による。

第二十九條 内閣總理大臣たる議員は、皇室會議の議長となる。

第三十條 皇室會議に、予備議員十人を置く。

皇族及び最高裁判所の裁判官たる議員の予備議員については、第二十八條第三項の規定を準用する。

衆議院及び參議院の議長及び副議長たる議員の予備議員は、各、衆議院及び參議院の議員の互選による。

前二項の予備議員の員数は、各、各その議員の員数と同数とし、その職務を行ふ順序は、互選の議、これを定める。

内閣總理大臣たる議員の予備議員は、内閣法の規定により臨時に内閣總理大臣の職務を行ふ者として指定された國務大臣を以て、これに充てる。

宮内府の長たる議員の予備議員は、内閣總理大臣の指定する宮内府の官吏を以て、これに充てる。

議員に事故のあるとき、又は議員が欠けたときは、その予備議員が、その職務を行ふ。

第三十一條 第二十八條及び前條において、衆議院の議長、副議長又は議員となるのは、衆議院が解散されたときは、後任者の定まるまでは、各、解散の際衆議院の議長、副議長又は議員であつた者とする。

第三十二條 皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官たる議員の予備議員の任期は、四年とする。

第三十三條 皇室會議は、議長が、これを召集する。

皇室會議は、第三條、第十六條第二項、第十八條及び第二十條の場合には、四人以上の議員の要求があるときは、これを召集することゝする。

第三十四條 皇室會議は、六人以上の議員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第三十五條 皇室會議の議事は、第三條、第十六條第二項、第十八條及び第二十條の場合には、出席した議員の三分の二以上の多数でこれを決し、その他の場合には、過半数でこれを決する。

前項後段の場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第三十六條 議員は、自分の利害に特別の關係のある議事には、參與することができない。

第三十七條 皇室會議は、この法律

及び他の法律に基く権限のみを行  
う。

附則

この法律は、日本國憲法施行の日  
から、これを施行する。

現在の皇族は、この法律による皇  
族とし、第六條の規定の適用につ  
ては、これを嫡男系嫡出の者とする。  
現在の陸及び皇は、これを第二十  
七條の陸及び皇とする。

〔國務大臣男爵原喜重郎君登壇〕

○國務大臣(男爵原喜重郎君登壇) 吉田  
總理は一兩日來少し不快で引續つて居  
りますので、只今上程に相成りました  
皇室典範案に付きました、私から其の  
提案の理由を御説明申上げるやうにと  
云ふことであります、それで大體私か  
ら申上げたものと存じて居ります、御承  
知の通り、政府は夙に臨時き調査會  
と云ふものを設置致しまして、其の調  
査會は憲法改正に伴ふ諸法律の制定、  
改廢に付きました調査、審議を重ねま  
して、重要諸法案の要項に付きました  
答申を得たのであります、此の皇室典  
範案も此の答申を基礎と致しまして立  
案致し、成案を得まして、茲に本會議  
に提出するに至つた次第であります、  
茲に公布せられました改正憲法の第二  
條には、「皇位は、世襲のものであつ  
て、國會の議決した皇室典範の定め  
るところにより、これを繼承する。」とあ  
ります、又第五條には、「皇室は、此の  
定めるところにより、これを置くとき  
は、攝政は、天皇の名でその國事に關  
する行為を行ふ。」斯うあるのでありま  
す、本案は此の皇位繼承と攝政に關す  
る事項を中心として、之に密接の關係  
のある事項を規定致して居るのであり

ます、現行の皇室典範に比べますと  
云ふと、第一に、皇室の御一家に關す  
る事項は之を除き、第二に、皇室の  
經濟に關する事項は皇室經濟法案に譲  
り、第三は、訴訟等に關しましては、  
之を一般の訴訟法規等に委せることと  
致した點に顯著なる相違があるのであ  
ります、而して是等の事項を除きまし  
た餘餘の事項は、概ね現行の皇室典範  
の規定する所を踏襲して規定すること  
と致して居るのであります、此の規定  
の中で、現制との間で比較的著しい相  
違を致して居ります點としては、皇  
位繼承の資格、從つて皇族の範圍を定  
めるに當つて嫡男系嫡出に限る、斯う  
云ふ原則を採用したこと、三世以下  
を以て王及び女王としたこと、皇族並  
に立法、行政及び司法の各分野から  
十人の議員で組織する皇室會議と云ふ  
ものを設けました、皇嗣の變更、攝政  
の設置、其の他皇室に關する重要事項  
の議に當らしむることと致した等の諸  
點であります、何卒御審議の上御協賛  
あらむことを切望致す次第でありま  
す

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 質疑の通  
告がございます、佐々木惣一君

〔佐々木惣一君登壇〕

○佐々木惣一君 只今上程せられまし  
たる皇室典範案に付て、其の制定手續  
及び規定内容の両面からして、三四點  
質疑を試みたいと思ふのであります、  
第一に、制定手續に關して御尋ね致し  
ますが、其の一つ、此の皇室典範は  
皇族會議に諮詢されたものであります  
か、御尋ね申すのであります、是は尤  
も私が新聞で承知致して居りますこと  
とが狭きに失して、既に傳つて居るか  
も知りませぬけれども、此の極密顧問

に諮詢せられたことは知つて居ります  
けれども、皇族會議に諮詢されたこと  
ふことは傳つて居りませぬから念の爲  
に御尋ね申すのであります、此の現行  
の皇室典範に依りますれば、皇室會議  
を改正致します時は、皇族會議に  
諮詢せられると云ふことになつて居る  
のであります、それで其の手續がせ  
られて居るかどうかと云ふことを御尋  
ねするのであります、それから其の二  
點、皇室典範が今回法律の案とし  
て、帝國議會の議に付せられたのであ  
ります、是は法上如何なる根據に  
依つて居るものでありませうか、此の  
點も御尋ね致したいのであります、從  
つて今日尙行はれて居ります所の帝  
國憲法に依りますれば、皇室典範の改  
正には帝國議會の議を経ないものと  
なつて居るのであります、從つて帝國議  
會に於きましては、之を議するの權限  
を持つて居ないと云ふことになつて居  
るのであります、是が今日帝國議  
會の議に付せられたのは、法上如何  
なる根據を持つて居るのでありませ  
うか、固より之に付きましたは政府に  
於て勿論一定の見解を御持ちになつて  
居ることとは察するのであります、  
それに付て、今私が其の見解を知らざ  
る前に彼此善い悪いのと申すのでは  
ありません、唯其の見解を此處で明ら  
かに知つて置きたいのであります、尙  
此の點に付て申して置きますが、皇  
室典範を改正すると云ふことに付きま  
しても、亦其の皇室典範の改正と帝國  
議會との關係如何と云ふことに付きま  
しても、今日は尙、之の帝國憲法の條  
項の邊りかあると云ふことを前提とし  
て御話するのであります、是は特別の  
説明がない限りは、今日に於きまして

は、是等の諸國務を審議致します所の  
は、言ふ迄もなく今日行はれて  
居ります所の帝國憲法の條規  
に基いて行はなくてはならぬ  
と云ふのでありますからして、  
それで其の點を前提として御尋ね致し  
て居るのであります、是は御尋ねであ  
ります、それから其の三點と致しまし  
て、皇室典範案とあります、是は  
もつと詳しく言へば皇室典範の改正案  
ではないのでありませうか、此の事を  
はつきりと御尋ね申上げて置きたいの  
であります、と申しますのは、竊に帝  
國憲法の改正に付きましたは、明ら  
かに帝國憲法改正案と云ふことを銘打つ  
て提案されたのであります、然るに今  
回は皇室典範改正案と云ふのでなし  
に、皇室典範案と云ふ名で出て居りま  
するが、是で或は皇室典範の改正でな  
いと云ふやうな御見解があるかとも察  
せられるのでありますが、それならばそれ  
宜いのであるが、皇室典範の改正でな  
いと云ふ、さう云ふ理由に付て、御尋  
ね願ひたい、殊に先刻申しましたやう  
に、帝國憲法に付きましたは、帝國憲  
法改正案と出て居つた、然るに今回は  
皇室典範案と出て居りました、皇室典  
範改正案と出て居ないのであるからし  
て、何等か其の兩者の間に差異がある  
と云ふことを特に意識されて、斯う云  
ふ風になつたのであるかとも察せられ  
ますから、此のことをはつきりとして  
置きたい、斯う云ふ譯であります、是  
が此の制定の手續に關して御尋ね申上  
げたい點であります、第二に規定内  
容に付て御尋ね申上げたのでありま  
す、其の第一點と致しまして、今後皇  
室典範には如何なる種類の事項を規定  
するものであるかと云ふことを御尋ね

する積りでありましたが、之に付きま  
しては、只今總理大臣の代理としての  
閣僚國務大臣の御説で大體分つた譯  
でありますから、それはそれで宜し  
いのであります、唯茲に一つ御尋ね  
申して置きたいのは、所謂皇室典範の  
規定する所と、それから皇室に關係し  
ます所の皇室典範以外の諸法令の規  
定する所との關係如何と云ふことであ  
ります、其の效力の強弱の問題もあり  
ます、それから又其の規定する事  
項の種類が、斯う云ふことは皇室典範  
で規定すべきであるが、斯う云ふこと  
は其の他の普通の法令で規定しても宜  
しいとか何とか云ふ、さう云ふ何か  
じめがあるのかと云ふことを御  
尋ねしたい、と申しますのは、現行  
の皇室典範に依りますれば、其の點が  
はつきりとけじめがあるのであります  
から、現行の皇室典範と何等か異つ  
たことがあるのであるかどうかと云ふ  
ことを此處ではつきりして置きたい、  
斯う云ふ意味であります、それからし  
て、其の内容の第二點と致しましては、  
女子に皇位繼承の資格、いめない  
のは如何なる理由に因るのであるか、  
此の點を御尋ね申したいのでありま  
す、是は御尋ねの通り現行の皇室典  
範でも、女子には皇位繼承の資格を  
認められて居りませぬ、從つて其の處  
其のものから申しますれば、是は從來  
の皇室典範と何等差異はないのである  
が、併しながら皇室典範と云ふものの  
も、固よりその前に、憲法として憲  
法と云ふものを前提として居るのであ  
りますから、皇室典範が如何なるこ  
とを規定し得るか否かと云ふやうなこ  
とに付しましては、憲法との關係に於  
て之を考へなければ正當なる解決を得





てあります、皇族は二人である、あと八人と云ふものは諸國家機關であり、それはそれで宜い、其のことに目撃はそれで宜い、何となれば今度皇室會議と云ふのは國家の仕事を取扱ふので國家機關として取扱ふのであります、それから、それで宜いのであります、唯ちよつと少し小さい問題であります、けれども、さう云ふ組織に付きましては、皇族會議と云ふ名稱が相懸しくなると思つて皇室會議とせられたのであります、政府の名を改めた意思は大體想像出来ませんが、更に皇室會議と云ふ名自體も、さう云ふ組織に於きましては適當でない、出来得るならば何とか改めたいと思ふのであります、さう云ふ文字も、併しそれは斯う云ふ風な形に整つて居る時には實行出来ることぢやありません、唯それだけの意見だけを申上げて置くのであります、

各省大臣に當るやうなものがどう云ふ風に出来るかと云ふことに關係して居る、それで、其の皇室會議と云ふものが、何處かの、或は直接に内閣總理大臣か、或はどれかの行政を司ります所の大員か、どれかの管理に關する云ふことにならざるを得ないと思ふ、或は又さうでなしに、將來内閣制度と云ふものが出来ても、此の皇族會議と云ふものは、何處かに別々の組織と云ふものを作ると云ふ趣旨であらうかどうか、此處の所を唯々ねしつたいのであります、特に今回の詰り皇室典範に依りますれば、宮内府と云ふ文字が出て居る、宮内府、宮内府の長官と云ふものが、皇室會議の一員となることになつて居ります、此の宮内府と云ふもの、是は矢張り此の點に付て御説明を願つた方が、此の皇室典範審議の上にて、非常に役立つかと、斯う云ふ風に思ふのであります、即ち是は皇室會議が如何なる地位を持つて居るものであるかと云ふことを唯々ね申上げたのであります、それからして最後に、内容の第五號であります、私は斯う云ふ言葉でお尋ね申上げたいと思ふのであります、

眞面目に考へなければならぬと同時に、又それだけ眞面目の問題であります、我が故に、我々が此の問題に付て考へる所を率直に申述せんと云ふことは要求せられてお尋ね申すのであります、其の意味に於てお尋ね申すのであります、それで此の皇室典範案に依りますれば、天皇の退位と云ふやうなことは認められて居りませぬ、此の點は現行の制度と何等異なる所はないのであります、そこで此の點に付て暫くお尋ね致します、私に考へて居ります材料として、或人が天皇の地位に在られると云ふことは、勿論國家が之を必要とする、さう云ふことを要するのであります、國家の意見から見て國家の要求に依つて、さう云ふ地位に居るゝのであります、天皇御自分で其の地位に即くと云ふ御意思があるから、其の意思に依つて、其の地位に在られると云ふのはありませぬ、天皇は御自分で欲するに依らぬと云ふ、天皇の地位に在られると云ふのであります、即ち國家の爲に其の地位に在られるのであると云ふのであります、併しなから天皇が御自分で其の地位に在らぬことが、國家の爲にならぬことにならぬこと、ないとも限りませぬ、即ち國家的見地から、此の個人的の、からちやなしに國家的見地から、自分は此の地位を去られることが良いとお考へなれることもないとは限らぬと思ひます、斯う云ふ場合に、國家は之に付きまして何等か考慮しなくても宜いものでありませうかどうか、此の點をお尋ね致します、

ことは、天皇が只今申しました意味に於て、退位の御希望があれば、之に基いて當然に御退位が出来るが宜いと云ふのではないのであります、唯天皇がさう云ふ御希望があるならば、さう云ふ御希望を申出されるのが出来るものと、其の申出がありました時は、天皇だけではなく、天皇以外の或一定の機關も、それが國家の爲になるかどうかと云ふことを判断し、即ち一方に於きまして天皇の御判断と、又他の機關の判断する所とが合致したと云ふやうな場合がありませぬ、即ち天皇は其の御希望に依つて退位せられると云ふやうなことにすることは、いけませんのであらうか、斯う云ふことを御尋ねするのであります、固より天皇が御自分で御退位が國家の爲になると御考へになるのは、如何なる事情が存在する場合でありませうかどうか、それは固より一概に定めて申すことは出来ないのであります、それ自身固より天皇御自身の御意に依ることでありませぬ、唯さう天皇が御意になつた時に、併し、直ちにそれが國家の爲に、斯う云ふ風に國家として決める必要は必ずしもない、そこで同時に天皇の何等の機關もそれを考へまして、さうして天皇の、もになる所と他の一定の機關の考へる所と、それが合致した時には、即ちさう云ふ風に、さう云ふ風に、その天皇御自身が御自分でなさつたのではなく、他の機關が機關としてしたのでなく、他の機關が機關としてしたのでなく、それは國家がするものである、天皇の御意思と他の機關の意思が同じくつたならば、さう云ふ風にすると云ふことは、最早天皇の御意思でもなし、機關の意思でもなし、國家自身がさう決めるのであ

ります、斯う云ふ風な構想は、十分私には公正な立場で出来ると思つて居るものであります、例へば天皇が何等か御關係になりました後、御意に付て、國の見地から、どうも御自分の御氣持に適合しないと云ふやうな御氣持になられることもあるかと思ふのであります、さう云ふ場合に於きまして、天皇以外の者からは何すも申すべからぬ、道義上出来ませぬ、又法律上出来ませぬ、併しながら天皇御自身に於かせられましては、さう云ふ御氣持、あらせられることもないとも限らない、其の御氣持を非常に強く御抱きになつて居ると云ふことも限らないと思ふのであります、さう云ふ御氣持の御氣持がある場合に、それが形となつて居ると云ふことが、即ち御退位の場合の一つであるかと思ふのであります、其の場合には實は矢張り天皇は御自分で、個人的御満足と云ふやうなことはないのであります、其の御意に依つて、國民に教へられると云ふことにならぬのであります、併し、直ちにそれが國家の爲に、斯う云ふ風に、併し、直ちにそれが國家の爲に、それが自己を律すべき道と云ふやうなものが、何等かそこに教へられると云ふことにならぬのであります、さう云ふ場合の御退位と云ふものは、決して個人が自分の個人的御意を達すると云ふやうな、其の希望と云ふのは利害と云ふことでもありません、自分の個人的御意でも宜しうございませぬ、單に自分の個人的御意の道徳的御意のものを満足せしむる、云ふのぢやない、是が即ち政治であり、是が又國民を教へる一つの方法であります、斯う云ふ風に考へられるのであ



御考の通りでありまして、御考の如く、御考の御皇典範、此の法律に依つて、皇室の皇位と名は同じでありますけれども、根本的に違つた性質を有するもの、效力の點に於きましては、御考の通りでありまして、全く違つた所のものであります、御考の御皇典範は、是は改正憲法の第二條等にありましますやうに、全く憲法に基く國の法律でありまして、従つて此の法律に關する手續を取るべきこととなるのであります、其の結果と致しまして先づ幣原國務大臣から申上げましたやうに、今回の提案に付きましては、皇族會議に諮詢あらせられることとなく、法律案として政府より議會に提出せられたのであります、尙憲法に「國會の議決」と云ふことがありまして、現在の帝國議會は狭い言葉遣を致しませんが、國會ではございませぬけれども、改正憲法の第百條にありましますやうに、此の議會に於きまして、憲法實施の準備に、必要な一切の措置を講じ得るの、ありましますから、それに依りまして此の議會に提出せられたのであります、尙議會と國會と云ふものが、或程度に於て同一性を持つて居りますことは、既に改正憲法の前文の中にも國會と云ふ文字が用ひられて居りまして、明瞭なる次第と考へて居る譯であります、次に此の内容に關する事項に付きまして、あらか

た幣原國務大臣より申上げましたが、尙此の法律と云ふ方面からして若干の補充を致しするならば、今回の皇室典範は變にも申しましたやうに、現行の規定を改正すると云ふ實質ではございませぬので、現行の皇室典範は、其の正式な取扱と致しましては、憲法が實施せられる前に準備をして、其の隙間になくなるやうな別の手續きが執られるかと存じて居ります、五月三日以後に於きましては、此の今提案されて居ります皇室典範と云ふ法律が入り替る、斯う云ふことなる趣旨であります、前に改正としないので皇室典範案としたのはどう云ふのかと、斯う云ふ御尋ねがありました、此の場合には憲法の場合と違つた考へ方を致して居ります、そこで改正法律たる皇室典範の中味に於きましては、自ら新憲法の規定の内容に即して、必要にして缺くべからざる限度を眼目に置いて規定を致しするものでありますから、憲法の豫想して居りますやうに、皇位の繼承と、それから攝政に關すること、此の二つを主眼目に致しまして、是と不可分のにどうしても考へなければならぬ所の公の面に於ける規定、詰り皇族の範圍とか、或は即位の禮とか云ふやうな公の面に於ける規定と、それから幾分私的の面に持つて居りますけれども、公の面と特に組合せて考へなければならぬやうな規定、例へば色々の御敬稱とか云ふやうな風のこと、さう云ふやうなことを規定すると云ふ限度に止めまして、從來詰り現行の皇室典範の中にもありました所の多くの規定の中から、此の私法の規律すべき事項、それから皇室御一家の内部の御規定とも考へべきもの、之

を今回の御提案の範圍外にした譯であります、それ等は、私法に關するものは、別の私法的な法律の中に盛り込まれると存じます、皇室の御一家の法に屬しますやうな部分は、今後皇室内部の別の御取扱に依つて定まるものと考へて居ります、それから次に女子に皇位繼承の資格を認めざる理由如何と云ふ點に付きましての本筋は、幣原國務大臣から説明されたる通りであります、佐々木博士が仰せになりましたやうに、女子に皇位繼承を認めない、と云ふことは、女子の本質に皇位繼承と結び付けて適當でない理由があるとは、實は今日考へて居りませぬ、男子たるも、女子たるも、共に皇位繼承の資格を考へます上に於て、其の部分だけに就て見ますれば、恐らくは根本的な差別はないのではないかと一應は考へて居ります、併し其の外の關係に於きまして、それに伴ふ關係に於きまして、尙資格を認めにくい理由があるかと云ふやうな點に付て、佐々木博士から御示になりましたのであります、例へば配偶者があるからと云ふやうなことも主たる點として考へることは不適當ではなからうかと云ふやうな風にも存じて居るのであります、一番根本の論點と致しましては、皇位繼承はどうか云ふ方がなされるべきであるかと云ふ根本の考へ方の問題でありまして、固より皇位繼承に付きましては、是は法律で定まることではありますけれども、其の根本の原理は萬世一系の世襲と云ふことに原理があらうと存じます、而も萬世一系の世襲と云ふことはどう云ふことかと云へば、若し是が具體的に

今日皇室典範を制定する趣旨も實は父却されます、併し是が中が非常に重大なるものでありますならば、萬世一系と云ふ趣旨が没却せらるゝのでありまして、私共は過去の歴史と國民の信念とを綜合致しまして、萬世一系と云ふ根本の原理を確實に把握しつゝ、之に對して諸般の面から來る所の角度から適切な若干の改正は爲し得るもの、斯う云ふ風に考へまして、本格的にはもう容易に動かぬものである、併し派生的なものに付きましては十分研究をして妥當なる結論を導かなければならぬのであります、處が、其の見地を認むるかどうかと云ふことになりまして、實は幾多の疑念が起つて來るものであります、男系でなければならぬと云ふことはもう日本國民の確信とも言ふべきものであらうと存じます、又歴史は一つの例外をも之に設けて居りませぬ、此の點を守ると致しますと、何故に男系を尊重し女系は此の繼承の範圍に置かないかと云ふことの問題が現れて参ります、此の問題を的確に結論を作つて行きますと、自然現實の女子たる方が皇位繼承を爲さるゝことが適當かどうかと云ふ論點に多くの研究問題を提供することになる譯であります、例へば其の見地から女子の御繼承を認めますと、それから先に男系の皇位繼承を認めれば、止りますので、其處に一つの論點が考へられます、さう致しますと、御系統の最後の順位を考へたならば宜いではないかと云ふことになりますと、其の順位の問題になりますと、最後の所に持つて行かないで、近親主義の原理を尊重致しますと、もう少し前

の方にあつても宜いではなからうか、斯う云ふやうな疑念が起り、其の繼承の順位を男女平等に置くべきものであるか、それとも或系統の末端に於て之を認むべきものであるか、或は又全體の皇位繼承者の範圍の最後の所に置くべきものであるかと云ふやうな疑問も起つて來ます、其の外一々申上げ兼ねますけれども、可なり多くの問題を提供するものであります、更に此の根本に於きまして、歴史に對つて女子の皇位繼承が有りました事實を精密に調べて見ますと、まあ普通に十代おありになると言はれて居ります、併し特殊なる歴史家は其の外にも二代位はあられるのであると斯う申して居ります、多少の議論が民間にはあるやうに存じます、さうしてそれ等の其の事情を能く究めて見ますと、恐らくは今日迄の歴史に於きまして、はつきりされて居なかつたやうな色々の角度が現れて参ります、要するに一切の角度から之に誤りなき法規を設ける爲には、尙今後相當の研究を経なければならぬのであります、前に幣原國務大臣から申されましたやうに、今日之を解決すべき現狀の必要もないのでありますから、問題全部を綿密な今後の研究に残したい、斯う云ふ趣旨から出て居る譯であります、次に攝政を置く場合に付きまして色々の問題を御示になつたのであります、私個人衆議院に用事がありましてそちらへ行つて居りました、或は傳聞の過ちを生ずるかも知れませぬが、一應申上げますれば、若干の規定が現行の制度と變つて居ることは、御指摘の通りでございます、で、天皇久しきに亙る故障の場合に攝政を置くのが現行の制度であ

りまするが、今回の法律案に於きま  
しては、久しきに亙ると云ふ條件がござ  
いませぬ、其の點の御指摘がありまし  
たが、固より議政を置かれまするの  
しき原因に依つて置かるゝこととは  
思ひます、併し重大なる差支と云ふ  
ものは、事が久しきに亙ると否とに依  
つて區別致しますることは、少しく不  
十分なる點があらうと思ひます、久し  
きに亙らずと雖もつびきならぬ故障  
も考へらるゝのでありまして、そこで  
文字に多少の變化があつたのでありま  
すが、精神に於きまして、運用の面  
に於きまして多くの變化があらうとは  
實は豫想致して居りませぬ、それから  
議政を廢止する場合に付ての特別の規  
定があるのはどうかと云ふ御氣で  
ちりました、是は事物を精密に考へ  
ますると、矢張り斯様な規定を設  
けまして、事に過ち無きを期します  
ことの外、何等の規定なくして之を學  
習に委せて置きますよりも妥當であ  
らうと云ふ見地からして規定を設けた  
譯であります、次に皇室會議の組織權  
限、其の性格等に付きまして御尋があ  
りました、是は多分御尋の中に前提と  
して御考になつて居りまするものが、  
直ちに私の答となつて現れて來ると存  
じます、詰り皇室會議は現在の皇族會  
議とは全く趣向を異にするもので、國  
の制度であり、事務運用の爲の一つの  
組織であるものであります、従つて一  
般の國家機關と趣向を異にするものでは  
ございませぬ、従つて其の趣向に依つて  
組織を作りまして、又其の趣向、詰り  
行政の上で於ける系統に於きまして  
も、是は政府と別箇のものになる譯で  
はございませぬ、固の一般行政の

一部として考へられなければならぬ、  
内閣總理大臣の責任を以て管理するこ  
とならうと存じて居ります、それか  
ら之に關聯致しまして、宮内府のこと  
を言つたら能く分るであらうと仰せに  
なりました、宮内府のことは今日正確  
にまだ組織等に付て御答することは出  
來ませぬけれども、行政系統に屬しま  
するものは一點の疑ひはありませぬ、  
従つて内閣の所屬の部局として構想す  
るより外に途はないと存じて居りま  
す、大體法律がかつたことは此の位と  
存じまして、御答を終ります  
○佐々木惣一君 簡單でございませ  
すが、詰り是は初から此處で論ず  
べき事柄の範圍に屬せないと云ふこと  
は、初に申し上げました通りなのであり  
ますが、是は矢張り答を戴いてないこと  
になります、實質的には……併し斯  
う云ふことは委員會に於てはつきりし  
て戴くべきものであらうと思ひますか  
ら申上げませぬ、それから皇室典範の  
規定事項の範圍、是は、まゝ又家的見地  
からするのであると云ふことを幣原國  
務大臣から仰せられましたし、それか  
ら金澤勳大臣はそれに付きまして、  
大體詳しく御説明がありましたのであ  
りますから、是は申しませぬが、唯此  
處で一つ申上げたのであります、唯此  
それは皇室典範と云ふものが、皇族に  
關係あることを決めること云ふのが、  
それは何か法の一つの部門として民法  
と云ふ法典、商法と云ふ法典、斯う云  
ふ法の一部として身と典範があるの  
で、唯皇室のことを規定すると云ふの  
で、斯う云ふ皇室典範と云ふ一  
法典としてあると云ふことに、そこに  
何等か特別の意義がありはしないかと  
云ふことを御尋ねしたけれども、其の  
點もはつきり致しませぬが、是も矢張  
り恐らく委員會等ではつきりと御判斷

を考へて議して居るのは、今日の憲法  
及び之に基いて居る所の皇室典範と云  
ふものがあること云ふことを前提とし  
て、其の下に於ける種々行使して居  
るのであります、決して今我々は此處  
で、日本國憲法と云ふものに依つて定  
められたる權限を行使して居るもので  
も何でもない、憲法に依る權限を行使  
して居るのである、従つて皇室典範に  
依りまして、日本國憲法下に於て取  
扱はれるべきものとして取扱つて居る  
のであります、若しさうでありませ  
ぬければ、詰り是は初から此處で論ず  
べき事柄の範圍に屬せないと云ふこと  
は、初に申し上げました通りなのであり  
ますが、是は矢張り答を戴いてないこと  
になります、實質的には……併し斯  
う云ふことは委員會に於てはつきりし  
て戴くべきものであらうと思ひますか  
ら申上げませぬ、それから皇室典範の  
規定事項の範圍、是は、まゝ又家的見地  
からするのであると云ふことを幣原國  
務大臣から仰せられましたし、それか  
ら金澤勳大臣はそれに付きまして、  
大體詳しく御説明がありましたのであ  
りますから、是は申しませぬが、唯此  
處で一つ申上げたのであります、唯此  
それは皇室典範と云ふものが、皇族に  
關係あることを決めること云ふのが、  
それは何か法の一つの部門として民法  
と云ふ法典、商法と云ふ法典、斯う云  
ふ法の一部として身と典範があるの  
で、唯皇室のことを規定すると云ふの  
で、斯う云ふ皇室典範と云ふ一  
法典としてあると云ふことに、そこに  
何等か特別の意義がありはしないかと  
云ふことを御尋ねしたけれども、其の  
點もはつきり致しませぬが、是も矢張  
り恐らく委員會等ではつきりと御判斷

御研究があると思ふのであります、そ  
れからして女子の皇位繼承のことも是  
以上申しませぬが、唯此處で金澤國務  
大臣からの御答辯の中に、私と同じ意  
見がある、女子は女子たるが故に不適  
當であると思はぬと云ふ私自身の  
詰らぬ私見を、矢張り御同意があつた  
と解釋して宜いでせう、女子は女子で  
あるが故に不適當であると思はぬ、  
之に伴ふ色々の關係があるからと云ふ  
ことを仰しやつたが、其の點は私の申  
上げたことと全然符節を合するの  
置きます、唯それにも拘らず、女子に  
皇位繼承の資格を認めぬと云ふこと  
に付て色々御説明がありました、此處  
で一つ申上げて置きたいことは、萬世  
一系と云ふことと何かそれは關係があ  
る、又それでなければ女子に皇位繼承  
を認めると云ふことは男系と云ふこと  
と抵觸すると云ふ御説明がありました  
た、是は全く誤解であらうと思ふ、是は  
非常に申上げべき點であります、是  
も委員會に於ける御研究に委ねて置か  
うと思ひます、女子に皇位繼承の資格  
を認めませぬ、それは萬世一系と云  
ふことと何等抵觸することがない、又  
男系と云ふことがそれで止まると云ふ  
ことは毛頭ないから、それ以上は議論  
になりませぬから、委員會の御研究に御  
願して置くのであります、それだけの  
ことは、併しはつきりして置かなけれ  
ばならぬ、それからして併しはつきり  
務大臣の御言葉で私共は大體寧ろ有難  
いと思つたのは、是は歴史的事  
であつて、從來から女子の皇位繼承を  
認めたと云ふやうなことは、先づ變態  
だと思ふ、それは私も本則ではないと  
思ふ、私は此の日本國憲法と云ふもの

が行はれる其の後の問題として言  
と云ふことはもう一遍御研究に殘して  
戴きたい、それでありませぬから、從來  
の歴史とか、傳統とか云ふことは、此  
處では問題にならぬ、日本國憲法とし  
て擬どうするかと云ふことでありませ  
ぬから、金澤國務大臣は御研究を要する  
ことであると云ふ風に言つて戴いたの  
は、是は又大變有難いことだと思ひま  
す、唯併し今日之を解決すべき問題で  
ない、研究を要する問題であると云ふ  
風に仰しやつたことは、私の質問が甲  
斐があつたものと私は思ふのでありま  
す、それから攝政のことでありませぬ  
が、攝政の場合に付きましては金澤さ  
んの御も體裁的に親らせらるゝことが  
出來ないと云ふ場合に限つた方が宜く  
はないかと云ふ私の質問に對しまして  
色々御氣で御答を戴きましたが、運用上さ  
う云ふ風になる、運用と致しまして詰  
りそれが實際に於ては宜いものだと云  
ふ風な御答かと私は伺つたのですが、  
然らば私は更にそれを法制上、さう云  
ふ風にしてしまつた方が宜いだらう、  
斯う云ふことを言ふのであります、か  
ら、是も後の御研究に委ねて置かう  
かと思ふのであります、それから又金澤  
さんから御尋の場合に付て廢止と云ふ  
ことは、恐らく委せるよりもはつきり  
とした方が宜いと云ふ御話がありまし  
たけれども、學問で御議論があつたの  
でも何でもないのでありますから、攝  
政は、事故が止んだら攝政の關係は當  
然なくなるかと云ふことは、學說上從來  
も何等疑がないのであります、是は疑  
を解く爲に置くかと云ふやうな説明  
は、此處では當らぬかと思ふのであり  
ます、妙に要らぬ問題を起すのです、さ  
う思ひますが、それはそれで宜い、それ

からして今度は御退位のことには付きま  
しては、皇位継承の御答辯  
を載いて大體御答辯に伺つたのでありま  
すが尙それ以上は今申しましたやう  
に議論になるので、仕様がなから  
止めますが、唯其の一言葉の中に、詰り  
さう云ふ天皇の御即位と云ふやうなこ  
とは國民の總意に二つのだからして、  
斯う言はれたが、それは宜い、併し  
云ふ制度を置くか置かぬかを問題と  
すると云ふことは、國民もへて居な  
いだらうと云ふ風に仰せられましたの  
ですが、其の退位が宜いか悪いか、退  
位に付てどう云ふ風に考へて居るか  
と云ふ問題と、國民が是は退位と云ふこ  
とを一つ制として考へて見ると、

退位は必ず出来る、天皇が退位をなさ  
らうと思へば必ず出来るそれが宜いと云  
ふ風に國民が考へて居ると云ふこと、  
さうでなくして、退位と云ふことを問  
題と爲されるのが出来ることと云ふこと  
と、其のことは問題が違ふのであり  
まして、それははつきりとして置き  
ます、でありますから、退位は國民  
の總意に基づきさう云ふ制度を考へると  
云ふやうなことは、總意でないやいな  
いかと云ふやうに伺つたのであります  
けれども、それはどうも物の觀察の違  
ひであります、是はもう水掛論にな  
つて、或は皇位の間に於きましては、  
それと反對に御退位と云ふやうなこと  
を考へて居る、其の内容の如何に拘ら  
ず、さう云ふことを考へて居ると云ふ  
者がなから、斯う云ふ風に  
言つたらそれ迄であります、さう云  
ふことは、私の退位に付て申上げたこ  
とに關する所の答辯としてはならぬ  
やうな風に私は考へるのであります、  
それから私は議會に國民が……

○議長(公卿徳川家正君) 質問の範圍  
で、御批判でなく質問の範圍で……  
〔「簡單、降壇」と呼ぶ者あり〕  
○佐々木惣一君 それで最後に皇室典  
範の改正と云ふものでないかと云ふこと  
を仰しやつたのですが、それに對しま  
して、何故それが皇室典範の改正でな  
いと云ふ風に……皇室典範の改正で  
するものであつて、皇室典範の改正で  
ないと云ふ風に言へるか云ふことに  
付きましては、更に是はさうもはつき  
りと分らないのでありますから、此の  
點に付きまして金澤副大臣の御答辯  
には、更にそれはさうもさうでない  
と云ふことを質問致して、是で私の質問  
を終ります

○議長(公卿徳川家正君) 南原繁君  
〔南原繁君登壇〕  
○南原繁君 帝國憲法と共に我が日本  
の二大法典と考へられて参りました皇  
室典範が、前議會に於ける新憲法の制  
定と相俟ちまして今回其の改正が考へ  
られました、議會の自由の討論に付せ  
られるに至りましたことは、等しく我  
が國の歴史なる事件として長く記憶  
さるべきことと存するのであります、  
さうして今上程になつて居ります本  
皇室典範が、概ね新憲法の理念に即し  
まして、自由と民主の精神に依つて一  
新されて居ると云ふことは、是は必然  
であります、私共の贊同する所  
でございます、就中、それを先程御説明  
のありましたやうな皇族、又皇室會議  
の章に於て私共は認めるのでありま  
す、併し外の問題は此處では一切別と  
致しまして、少くとも極めて重要なる  
一つの問題が、其處に觸れないで居る  
のであります、それは皇位繼承に關す  
る事でありまして、其處に天皇の御退

位乃至御譲位に關する規定が全然缺け  
て居ることあります、此のことに付  
きましては、諸質問者が解られました  
て、それに關して政府より若干の簡單  
な御答辯がありましたけれども、私  
は實は此のことを以て今回の皇室典範  
案に於ける最も重要な問題と考へる  
者であります、それ故に、私は特に此  
の問題に付きまして、率直に私の考へ  
る所を申述べて、政府の意圖を、又、  
御見解を承りたいのであります、本日  
は、吾國首領が御出席でありませぬか  
らして、先づ陛下、務大臣に御伺ひ致  
したいことは、其の根本の問題と致し  
まして、且、如何なる場合にも如何な  
る事情を想定致しました下に於ても、  
天皇の御退位乃至御譲位を認めないこ  
とは、是は新しく制定されました新憲  
法に於ける天皇の性格乃至性質と矛盾  
する所はないかと云ふ點でございま  
す、抑、先般の憲法改正の中心問題  
は、實は天皇の性質若しくは性格に付  
ての變化であつたと考へるのでありま  
す、即ち從來のやうに神祕的な非現實  
的な天皇から、自然的な人間の天皇  
への變化であつたと考へるのでありま  
す、さうして其のことは又、本年初頭  
に天皇御親らが國民との結合を、同じ  
く人間としての尊敬と愛親との關係に  
置き換へられたことの嘗々の結果でも  
あります、彼此相俟ちまして、茲に  
天皇の現人神としての神格を御親ら否  
定されて、之に依つて天皇の自然性  
の回復、天皇の人間性の獨立と解放  
の宣言であつたと申して宜いと思ふ  
のであります、然るに新皇室典範案  
に於きまして、皇位が如何なるもので  
あります關係上、一定の順位に當ら  
れる皇族が、然に皇位を繼承せられ

ますとは、これは當然と致しまして、  
一旦皇位に即かれた以上は、如何なる  
場合、如何なる事の中の下に於ても、  
生、其の地位に留まらなければならぬ  
と云ふことは、其處に依然として餘り  
にも不自然な、又非人間的な考へ方  
が入つて居るのではないかと云ふこと  
であります、即ち新憲法に於ける天皇  
の地位と性質の重大なる變化があつた  
に拘らず、其のことは依然として變更  
せられざることは、憲法の關係に  
於ては極めて重要な問題と私は考へる  
のであります、此の……於きましては、  
皇位繼承に關する草に於きましては、  
先程御説明があつたやうに、唯、  
一箇所、即ち皇太子孫に之を限ると云  
ふことが變更せられた以外、其の外の  
點に付ては、重要な問題に付て憲法  
の精神が徹底して居ないかと私は考へ  
るのであります、私は此の……を三つ  
の具體的な場合に於ける御質問を申し  
たいと思ふのであります、第一の場合  
と致しまして、萬一、天皇の精神又は  
身體に不幸にして不治の重患ありと認  
めらる場合に、御退位乃至御譲位の  
變更を認めないかと云ふことは、如何な  
る事由に依るのであるかと云ふことを  
金澤副議長に御伺ひ致したのであり  
ます、新憲法に於きましては、天皇は  
從來のやうに四宗相繼ぎ承つた所謂神  
聖の統御權の……者としてではなく、  
國民の象徴、國民統治の象徴として其  
の地位に即かれる者であります、それ  
故に最早神聖的な超人間的な觀念とし  
てではありませぬ、寧ろ國民の象徴  
たるに相俟し、何よりも一個の人と  
して精神及び身體の健全性乃至正常性  
と云ふことがより重要な意味を持つ  
て參つて居るのであると考へます、現

に新たに皇位繼承をせられる場合に於  
きましては、此の案に於きましては、  
行はしめたる方が精神又は身體に不治  
の重患があられる場合には、皇位の變  
更を想定して居るのであります、然る  
に若し御在位中に同様のことが起つた  
場合に、それを考へます場合に、此  
の規定が缺けて居ると云ふことは、彼  
此相俟して均等を得ないではなから  
うかと云ふ點であります、現行典範に  
於きましては、此の間の區別をしてご  
ざいます、けれども、正に此の點をこ  
そ今回は新憲法の精神に即して之を改  
正すべき時であると私は思ふのであり  
ます、即ち天皇の御位、御皇位を預  
められる場合に……でありまして、併しながら  
尙も同じく不治の重患と認定せられる  
場合に於きまして、御在位中の故であ  
るからと言つて、其の御變更を認めず  
して其の地位に終生御留め申すと云ふ  
ことは、それは餘りに不自然の、不合  
理であり、其の御在位中の間を攝政に依  
つて國事を行使せられると云ふこと  
は、餘りにも事實の歪曲、法律の顛  
倒、フィクションに外ならないと私は  
思ふのであります、第二の場合と致し  
まして、以上申述べましたやうな生理  
的な原因からではなくして、一個の自  
由の人間として、天皇が止み難き要求  
から、最早天皇としての責任に終生耐へ  
給はずして、それからの自由を求め給  
ふ場合に、尙且其の途が全然閉ざされて  
居ると云ふことは、是は他方に於て新  
憲法に依り人間天皇として持たれて居  
ります基本的な人権の尊重に於て缺く  
る所はないかと云ふことを金澤副議長  
に御伺ひ致したのであります、從來  
の明憲法に於きましては、天皇は廣  
汎なる大權を持たれて居つたに對し

からして今度は御退位のことには付きま  
しては、皇位継承の御答辯  
を載いて大體御答辯に伺つたのでありま  
すが尙それ以上は今申しましたやう  
に議論になるので、仕様がなから  
止めますが、唯其の一言葉の中に、詰り  
さう云ふ天皇の御即位と云ふやうなこ  
とは國民の總意に二つのだからして、  
斯う言はれたが、それは宜い、併し  
云ふ制度を置くか置かぬかを問題と  
すると云ふことは、國民もへて居な  
いだらうと云ふ風に仰せられましたの  
ですが、其の退位が宜いか悪いか、退  
位に付てどう云ふ風に考へて居るか  
と云ふ問題と、國民が是は退位と云ふこ  
とを一つ制として考へて見ると、

退位は必ず出来る、天皇が退位をなさ  
らうと思へば必ず出来るそれが宜いと云  
ふ風に國民が考へて居ると云ふこと、  
さうでなくして、退位と云ふことを問  
題と爲されるのが出来ることと云ふこと  
と、其のことは問題が違ふのであり  
まして、それははつきりとして置き  
ます、でありますから、退位は國民  
の總意に基づきさう云ふ制度を考へると  
云ふやうなことは、總意でないやいな  
いかと云ふやうに伺つたのであります  
けれども、それはどうも物の觀察の違  
ひであります、是はもう水掛論にな  
つて、或は皇位の間に於きましては、  
それと反對に御退位と云ふやうなこと  
を考へて居る、其の内容の如何に拘ら  
ず、さう云ふことを考へて居ると云ふ  
者がなから、斯う云ふ風に  
言つたらそれ迄であります、さう云  
ふことは、私の退位に付て申上げたこ  
とに關する所の答辯としてはならぬ  
やうな風に私は考へるのであります、  
それから私は議會に國民が……

○議長(公卿徳川家正君) 質問の範圍  
で、御批判でなく質問の範圍で……  
〔「簡單、降壇」と呼ぶ者あり〕  
○佐々木惣一君 それで最後に皇室典  
範の改正と云ふものでないかと云ふこと  
を仰しやつたのですが、それに對しま  
して、何故それが皇室典範の改正でな  
いと云ふ風に……皇室典範の改正で  
するものであつて、皇室典範の改正で  
ないと云ふ風に言へるか云ふことに  
付きましては、更に是はさうもはつき  
りと分らないのでありますから、此の  
點に付きまして金澤副大臣の御答辯  
には、更にそれはさうもさうでない  
と云ふことを質問致して、是で私の質問  
を終ります

○議長(公卿徳川家正君) 南原繁君  
〔南原繁君登壇〕  
○南原繁君 帝國憲法と共に我が日本  
の二大法典と考へられて参りました皇  
室典範が、前議會に於ける新憲法の制  
定と相俟ちまして今回其の改正が考へ  
られました、議會の自由の討論に付せ  
られるに至りましたことは、等しく我  
が國の歴史なる事件として長く記憶  
さるべきことと存するのであります、  
さうして今上程になつて居ります本  
皇室典範が、概ね新憲法の理念に即し  
まして、自由と民主の精神に依つて一  
新されて居ると云ふことは、是は必然  
であります、私共の贊同する所  
でございます、就中、それを先程御説明  
のありましたやうな皇族、又皇室會議  
の章に於て私共は認めるのでありま  
す、併し外の問題は此處では一切別と  
致しまして、少くとも極めて重要なる  
一つの問題が、其處に觸れないで居る  
のであります、それは皇位繼承に關す  
る事でありまして、其處に天皇の御退

位乃至御譲位に關する規定が全然缺け  
て居ることあります、此のことに付  
きましては、諸質問者が解られました  
て、それに關して政府より若干の簡單  
な御答辯がありましたけれども、私  
は實は此のことを以て今回の皇室典範  
案に於ける最も重要な問題と考へる  
者であります、それ故に、私は特に此  
の問題に付きまして、率直に私の考へ  
る所を申述べて、政府の意圖を、又、  
御見解を承りたいのであります、本日  
は、吾國首領が御出席でありませぬか  
らして、先づ陛下、務大臣に御伺ひ致  
したいことは、其の根本の問題と致し  
まして、且、如何なる場合にも如何な  
る事情を想定致しました下に於ても、  
天皇の御退位乃至御譲位を認めないこ  
とは、是は新しく制定されました新憲  
法に於ける天皇の性格乃至性質と矛盾  
する所はないかと云ふ點でございま  
す、抑、先般の憲法改正の中心問題  
は、實は天皇の性質若しくは性格に付  
ての變化であつたと考へるのでありま  
す、即ち從來のやうに神祕的な非現實  
的な天皇から、自然的な人間の天皇  
への變化であつたと考へるのでありま  
す、さうして其のことは又、本年初頭  
に天皇御親らが國民との結合を、同じ  
く人間としての尊敬と愛親との關係に  
置き換へられたことの嘗々の結果でも  
あります、彼此相俟ちまして、茲に  
天皇の現人神としての神格を御親ら否  
定されて、之に依つて天皇の自然性  
の回復、天皇の人間性の獨立と解放  
の宣言であつたと申して宜いと思ふ  
のであります、然るに新皇室典範案  
に於きまして、皇位が如何なるもので  
あります關係上、一定の順位に當ら  
れる皇族が、然に皇位を繼承せられ

ますとは、これは當然と致しまして、  
一旦皇位に即かれた以上は、如何なる  
場合、如何なる事の中の下に於ても、  
生、其の地位に留まらなければならぬ  
と云ふことは、其處に依然として餘り  
にも不自然な、又非人間的な考へ方  
が入つて居るのではないかと云ふこと  
であります、即ち新憲法に於ける天皇  
の地位と性質の重大なる變化があつた  
に拘らず、其のことは依然として變更  
せられざることは、憲法の關係に  
於ては極めて重要な問題と私は考へる  
のであります、此の……於きましては、  
皇位繼承に關する草に於きましては、  
先程御説明があつたやうに、唯、  
一箇所、即ち皇太子孫に之を限ると云  
ふことが變更せられた以外、其の外の  
點に付ては、重要な問題に付て憲法  
の精神が徹底して居ないかと私は考へ  
るのであります、私は此の……を三つ  
の具體的な場合に於ける御質問を申し  
たいと思ふのであります、第一の場合  
と致しまして、萬一、天皇の精神又は  
身體に不幸にして不治の重患ありと認  
めらる場合に、御退位乃至御譲位の  
變更を認めないかと云ふことは、如何な  
る事由に依るのであるかと云ふことを  
金澤副議長に御伺ひ致したのであり  
ます、新憲法に於きましては、天皇は  
從來のやうに四宗相繼ぎ承つた所謂神  
聖の統御權の……者としてではなく、  
國民の象徴、國民統治の象徴として其  
の地位に即かれる者であります、それ  
故に最早神聖的な超人間的な觀念とし  
てではありませぬ、寧ろ國民の象徴  
たるに相俟し、何よりも一個の人と  
して精神及び身體の健全性乃至正常性  
と云ふことがより重要な意味を持つ  
て參つて居るのであると考へます、現



通りに、嚴しき法の裁きの下に處刑若しくは追放されて居るのでございませう。さうした中に陛下の御苦惱と御實情の深きことは、我々の拜察するに恐懼に堪へない次第でございませう。斯様な情勢下にあつては、尙何事もなかつたかのやうに、國民の傳情的感情が、御退位を許さぬと云ふが如きは、凡そ大義名分の何たるか、又國民心理の現實に對して、強ひて眼を蔽ふことではないであらうか、先程幣原首相の御話、此のことに牽聯して居るのでありますけれども、同じそれを考へても、斯うした一つの我が社の國民の現實は、我々が直視するべきがある

と存するのでございませう。別けても道徳的義務と責任を旨として居ります教育者、現に私の経験して居ります所でも國民學校の教師、更に大學の教授に至る迄、此の問題は極めて重要な問題でございませう。對等に依りまして義務と責任感が薄らいで、世を擧げて道徳的頹廢の兆のあります此の祖國の將來の運命は、一に道義的精神の作興如何にありと考へるのでございませう。此の意味に於きまして祖國再建の精神的な礎は、門下の象徴たる天皇の御進退の一に懸かつて居ると申しても支ないのではありません。然るに國民の傳情的感情に藉口して、若し國民感情を強制することがあるならば、又萬一にも國民の間に怨嗟の聲を残すならば、如何にして天皇の大義を後揚し、國民の道義を振興することが出来ませうか、私は此のことを憂ふるのであります。此の點に付て文教の長たる田中首相、又金澤國行は如何様に考へますか、伺ひたいのであります。最後に幣原首相

務相並に金澤國務相に御伺ひ致したりございませう。政府は以上のやうなことを考慮して、將來陛下が左様な御意思を表明せる場合に際し、此のことに關し非常特別の立法措置を講ずる御用意があるかと云ふことでありませう。それとも外部の情勢はまだ其處迄至つてないからと言つて、御一身の御安泰を冀ひ、或は皇太子未だ御幼少の故を以て、其のことを考慮し、萬一にもさう云ふやうな見地から、天皇の自律的な道徳意思を棄き、陛下の御覆ふことと云ふ結果があるならば、是は著しきことであると私は恐れるものであります。其の間の政府の御苦心を御察し、其のことは十分でありますけれども、それは實は患なるに似て眞の患からはまだ遠いと私は考へるのであります。私に直言することを許されるならば、其の間斷つて實に於て、まだ十分御努力を願ふべき點があるのではないかと存するのであります。之に反しまして又混亂と變革の只中に、此の新日本の展開の大業を見届け給ふことに依りまして、何れの日にか日本國民の道義的精神生活の中心として、天皇の大義を明かにし給ふであらうと云ふことは、それを望み、それを期待して居る者は決して國民の中に少くはないのであります。斯くてこそ我が國民道徳の斷ち切られた結合を再び繋ぐことが出来、又一旦取れた光榮ある歴史の空白を充つことが出来て、後世我が國の歴史に於て昭和天皇の御決斷を明かにし、又外世界に對して日本天皇の道義を顯揚することが出来ると私は思ふのであります。私は内閣諸公を初め、國政の審議に當る人達が此の道理に基いて、此の皇室典範改正の際に、此の重

要なる問題を深く考へられることを望んで已まないものであります。外ならぬ當貴族院に於きまして、私が斯かる質疑を取致します一片の衷情と御波取り戴いて、私に非禮の語があつたならば、各位の御留意を願ふと共に、内閣に於かれましては至誠を盡し、此の問題に付て御注意を願ひたいと思ふのであります。(拍手起る)

〔國務大臣幣原首相(原首相)答へ〕 只今南原さんから極く至誠を盡しての御質問がありまして、其の點は私も深く感謝するのであります。併しながら御質問の御趣旨は、天皇の御退位と云ふことと云ふことに歸すると思ひます。法律論としては今姑く措き、實際問題に致しまして、私の考では天皇は斯う云ふ場合に御退位が出来る、斯う云ふ場合に御讓位が出来る、と云ふ規定を設けることそれ自身が、實際方面に於きまして甚だ好ましく思ふのであります。併し、拍子打つたか平價の切下を行ふべしと云ふ規定を設くべし、斯う云ふ規定を設けられたらどうでありませう、經濟社會には一方ならざる混亂を來すだらうと思ひます。左様なことは是れ規定に掲げない方が宜いのではないかと思ひます。例へばイギリスに於きまして、皇帝は退位された、其の實例はありませう、併しながら果してイギリスの憲法に於きまして、是れは何も法律學者でないから知りませぬけれども、イギリスの皇帝は如何なる場合に退位が出来るかと云ふやうな法律上の規定がございませうか、私はさう云ふことを聞いた

ことはありませぬ、若し間違つて居りますれば、南原さんの御示教を仰ぎたいのであります。

〔國務大臣(金澤徳次郎)答へ〕 南原君より御退位に關する規定を皇室「花」の中に設けると云ふ方向に於きまして、數個の場合を擧げて御質疑になりまして、第一には天皇に精神及び身體に不治の病がある場合に於て、斯様な場合に御退位の規定を考へ得ることが自然ではないか、それを無理に現在の如き、其の場合に攝政を置くと云ふだけの方法を採ることは物の筋道を歪曲するものではないかと云ふお尋ね、又天皇の個人的なる御自由を尊重するの見地、即ち基本的人權を確保する見地からして、御心に從つて御退位の途が設けられるのが憲法の新しき行き途ではないかと云ふ風の御尋ねがありまして、固より左様な方向に於きまして考へ得べき幾多の角度はありと存して居ります。私共も左様な面から色々の考慮を圖らしたのでありますけれども、要するに最後の結論と致しましては、天皇は國の象徴であり、國民統合の象徴であるとして御地位を國民が總意を以て之を保持して居ると云ふ見地より致しまして、細かい理由を抜きに致しまして、國民は矢張り御退位を豫想するやうな規定を設けないことに贊成をせらるゝのではなからうか、斯う云ふ前提の下に皇二眞範の起案を致しました、次に天皇御自身の道義的責任感よりして、御退位の場合を豫想するやうな風の規定を考へて居るかどうかと云ふやうなことであります。私共は斯くの如き前提に付きましての信念を

現在持つて居ります。新しき憲法に從つて、天皇は固り後政あると云ふことを國民がはつきり其の總意に依つて維持して居る限り、御退位に關する豫想をしようとは私共の絕對に思はない所のものでございませう。次に非常特別の立法の餘地がある、さう云ふことを考へて居るかと思はれましたが、私は現在の段階に於て斯くの如きことを考へて居りませぬ。

〔國務大臣(田中耕太郎)答へ〕 御答へ致します。天皇の御退位なり御讓位の規定が缺けて居ることは、天皇が道義的御責任感からして、其の御地位に止まることを欲せられないと云ふやうなことがあり得るのではないかと云ふことは、國家文教の立場から考へても好ましくないことではないかと云ふやうな御趣旨の御質問だと了解致します。是は或意味に於きまして最も深刻なる御質問だと思ひます。私御答へするのになか／＼苦しいのでございませう。併しながら私は此の天皇の御地位に關する所の制度は、第一我々は外の制度と違つて居ると云ふことを考へなければなりません。皇位が世襲になつて居ると云ふことだけを考へて見ましても、一體對建的要素が拂拭されなければならぬ。今日、世襲と云ふのはどう云ふことであるかと云ふことに付きましても、問題がある譯であります。併しながら何人も此の點に付きまして疑問を抱く者はないだらうと思ひます。さう云ふ點から考へますと、天皇が日本國の象徴として、或は國民統合の象徴としての御地位に在られる間は、



〔伯賢林博士君答復〕

○伯賢林博士君 只今議題になりました参議院議員選舉法案特別委員會の経過に付きまして、報告を致します。此の特別委員會は十二月四日より十四日迄重に審議致しまして質問討論を経て先正可決に相成りました。此の際政府の説明に付きましてはもう御承知のことでありましてから省略を致します。この兩院制の採用と云ふことは長短相補はしめると云ふことが目的である。...

代表と云ふことも出来ないのである、色々の方面から見ても斯う云ふことはなかなかむづかしい問題である。...

ふことになると、高等教育を経てから四五年経つと直ぐ三十歳になつて、まづ本當の堅固な思想も出来なつて、...

ると云ふと、二百五十人と云ふことにありますが、是では常任委員會と別委員會を開いて、而も會期が迫つて居る時になつて、法水ヶ澤山來る、...

對して七百八十五人、イタリ日本會は五百三十五人に對して七百人と云ふことになつて居ります。...



は次の如き意見がありました。法文だけ... 貴族院議事録第六號 參議院憲法案 第二讀會 第三讀會

に留めて置く方が宜いから、一應... 貴族院議事録第六號 參議院憲法案 第二讀會 第三讀會

うも斯う云ふ一つの専門で行くべき... 貴族院議事録第六號 參議院憲法案 第二讀會 第三讀會

對してどう云ふ風に政府が見て居る... 貴族院議事録第六號 參議院憲法案 第二讀會 第三讀會

に當つては、私にはそれを希望... 貴族院議事録第六號 參議院憲法案 第二讀會 第三讀會

○副議長(伯耆徳川宗敬君) 質疑の通告... 貴族院議事録第六號 參議院憲法案 第二讀會 第三讀會

宅價 一部 七十錢 東京都半込區市ヶ谷本村町 電話九段五三一圖書課